



世民律師事務所 SHIMIN LAW OFFICES

NEWSLETTER

国際収支統計申告の法規動向

2013年11月9日、国務院の李克強総理が第642号国務院令に署名し、「『国際収支統計申告弁法』の改正に関する国務院の決定」（以下「決定」という。）が公布されました。1995年に国務院の認可を経て中国人民銀行が発布し、かつ、1996年1月1日から実施された「国際収支統計申告弁法」【1】の改正を行い、2014年1月1日から施行されます。

世民律師事務所は、1999年に設立されたパートナーによる弁護士事務所であり、日本国内、中国国内の日系企業及びその他外資系企業に対して広範囲にわたる法律サービスを提供する総合法律サービス機構で、涉外法律サービスを中心に、経験を絶えず積み、お客様に全方位的な法律サービスを提供しています。

本速報中の情報及び内容に関するご質問・ご相談等は、弊所にご連絡ください。

E-mail : info@shiminlaw.com

上海 +86-21-6882-5007

北京 +86-10-5811-6181

広州 +86-20-3825-1500

大連 +86-411-3960-8570

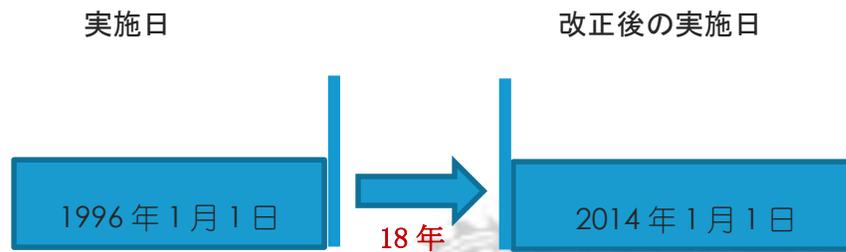
東京 +81-3-5575-2537

ニューヨーク +1-646-254-6388

フィラデルフィア +1-267-519-8196

¹1995年8月30日国務院が認可し、1995年9月14日に中国人民銀行頭取令[1995年第2号]発布、1996年1月1日実施

「国際収支統計申告弁法」



一、主な変化

「決定」は全10条で、これに基づき改正した「国際収支統計申告弁法」の変化は、主に以下のとおりです。

範囲	改正前	改正後	根拠
申告範囲	中国居住者と非居住者との間に発生する一切の経済取引	中国居住者と非中国居住者との間に発生する一切の経済取引及び中国居住者の対外金融資産、負債状況	「決定」第1条
申告義務の主体	中国居住者	中国居住者及び中国国内で経済取引が発生する非中国居住者	「決定」第2条
機構が申告主体	国内の証券取引業者及び証券登記機構	国内で登記決済、委託管理等のサービスを提供する機構及び取引業者	「決定」第3条
個人が申告主体	N	対外金融資産、負債を有する中国居住者個人	「決定」第6条
秘密保持義務の主体	国家外貨管理局及びその分支機構並びに国際収支統計人員	国家外貨管理局及びその分支機構並びに国際収支統計人員、銀行、取引業者及び登記決済、委託管理等のサービスを提供する機構	「決定」第8条

罰則	中国居住者が本弁法に違反した場合には、国家外貨管理局又はその分支局は、情状に基づき、警告、通報による批判又は罰金を科することができる。 各種金融機構が本弁法に違反した場合には、国家外貨管理局又はその分支機構が情状に応じて、警告、通報による批判、罰金を科し、又は外貨業務経営許可証書を取り上げることができる。	中国居住者、非中国居住者が規定どおりに国際収支統計申告を行わない場合には、国家外貨管理局又はその分支局が「中華人民共和国外貨管理条例」第48条の規定に従い、処罰する。	「決定」第9条
----	--	---	---------

二、法的責任

改正後の「国際収支統計申告弁法」により、申告義務主体の範囲が「中国居住者」から「中国国内で経済取引が発生した非中国居住者」に拡大されただけでなく、更に個人の申告義務が追加され、「対外金融資産、負債を有する中国居住者個人は、国家外貨管理局の規定に従い、その対外金融資産、負債に係る関係状況を申告しなければならない。」ということが明確に要求されています。申告義務を履行しない場合には、改正後の「国際収支統計申告弁法」第17条の規定に基づき、外貨管理機関は、「外貨管理条例」第48条の規定に従い処罰をします。規定どおりに国際収支統計申告を行わない主体に対して、「外貨管理条例」第48条の規定【2】に従い、外貨管理局が是正を命じ、警告し、機構に対しては30万元以下の罰金を科すことができ、個人に対しては5万元以下の罰金を科すことができます。

実務において、機構及び個人は往々にして経常項目及び資本項目の外貨管理、外貨業務管理等の規定に違反する行為を非常に重視しますが、法律に定める統計義務を軽んじる傾向にあります【3】。「決定」の

²「中華人民共和国外貨管理条例」第48条：次に掲げる事由の1つがある場合には、外貨管理機関が是正を命じ、警告をし、機構に対しては30万元以下の罰金を科すことができ、個人に対しては5万元以下の罰金を科すことができる。(1)規定どおりに国際収支統計申告をしないとき。(2)規定どおりに財務会計報告及び統計報告表等の資料を報告・送付しないとき。(3)規定どおりに有効な書類を提出せず、又は提出した書類が真実でないとき。(4)外貨口座管理規定に違反したとき。(5)外貨登記管理規定に違反したとき。(6)外貨管理機関が法により監督検査又は調査を行うのを拒絶し、又は妨害したとき。

³<http://www.chinalaw.gov.cn/article/xwzx/fzxw/201311/20131100393815.shtml>をご参照ください。

公布は、国際収支統計の義務に注意を払うことによって、法的リスクを回避するよう各申告義務の主体に注意を喚起するものです。

参考 URL :

http://www.gov.cn/zwzk/2013-11/22/content_2532452.htm

<http://www.chinalaw.gov.cn/article/xwzx/fzxw/201311/20131100393815.shtml>

<http://www.chinalaw.gov.cn/article/xwzx/fzxw/201311/20131100393816.shtml>



「国際収支統計申告弁法」【4】

改正内容対比表

改正前	改正後
第1条 国際収支統計を完全なものとするため、「中華人民共和国統計法」に基づき、本弁法を制定する。	第1条 国際収支統計を完全なものとするため、「中華人民共和国統計法」に基づき、本弁法を制定する。
第2条 国際収支統計の申告範囲は、中国居住者と非居住者との間に発生する一切の経済取引とする。	第2条 国際収支統計の申告範囲は、中国居住者と非中国居住者との間に発生する一切の経済取引及び中国居住者の対外金融資産、負債状況とする。
<p>第3条 本弁法において「中国居住者」とは、次のものをいう。</p> <p>(1) 中国国内に1年以上居住する自然人。中国国内にいる外国、香港、マカオ、台湾地区の留学生、病気治療者、中国駐在の外国大使館・領事館の外国籍の職員及びその家族を除く。</p> <p>(2) 中国の短期出国者（国外における居留期間が一年未満）、外国にいる留学者、病気治療者、外国駐在の中国大使館・領事館の職員及びその家族。</p> <p>(3) 中国国内で法により設立された企業・事業法人（外商投資企業及び外資金融機構を含む。）及び外国法人の中国駐在機構（国際組織の中国駐在機構及び中国駐在の外国大使館・領事館を含まない。）。</p> <p>(4) 中国の国家機関（中国の外国駐在の大使館・領事館を含む。）、団体、部隊。</p>	<p>第3条 本弁法において「中国居住者」とは、次のものをいう。</p> <p>(1) 中国国内に1年以上居住する自然人。中国国内にいる外国、香港、マカオ、台湾地区の留学生、病気治療者、中国駐在の外国大使館・領事館の外国籍の職員及びその家族を除く。</p> <p>(2) 中国の短期出国者（国外における居留期間が一年未満）、外国にいる留学者、病気治療者、外国駐在の中国大使館・領事館の職員及びその家族。</p> <p>(3) 中国国内で法により設立された企業・事業法人（外商投資企業及び外資金融機構を含む。）及び外国法人の中国駐在機構（国際組織の中国駐在機構及び中国駐在の外国大使館・領事館を含まない。）。</p> <p>(4) 中国の国家機関（中国の外国駐在の大使館・領事館を含む。）、団体、部隊。</p>
第4条 本弁法は、中国国内の全ての地区に適用され、中国国内で設立された保税區及び保税倉庫等も含まれる。	第4条 本弁法は、中国国内の全ての地区に適用され、中国国内で設立された保税區及び保税倉庫等も含まれる。
第5条 国家外貨管理局は、「中華人民共和国統計法」に定められた手続	第5条 国家外貨管理局は、「中華人民共和国統計法」に定められた手続

⁴ 1995年8月30日国務院が認可、1995年9月14日中国人民銀行頭取[1995年第2号]発布、1996年1月1日実施。2013年11月9日、国務院令第642号「『国際収支統計申告弁法』改正に関する国務院の決定」により「国際収支統計申告弁法」に対し改正を行い、改正決定は2014年1月1日から実施。

<p>に従い、国際収支統計申告の実施を組織することに責任を負い、かつ、監督し、検査し、国際収支状況及び国際投資状況を統計・集計し、かつ、公布し、本弁法の実施細則を制定、改正し、国際収支統計の申告リスト及び報告表を作成、配付する。政府関係部門は、国際収支統計申告業務に協力しなければならない。</p>	<p>に従い、国際収支統計申告の実施を組織することに責任を負い、かつ、監督し、検査し、国際収支状況及び国際投資状況を統計・集計し、かつ、公布し、本弁法の実施細則を制定、改正し、国際収支統計の申告リスト及び報告表を作成、配付する。政府関係部門は、国際収支統計申告業務に協力しなければならない。</p>
<p>第6条 国際収支統計申告は、取引主体が申告するという原則を実行し、間接申告と直接申告、逐次申告と定期申告を結合した方法を採用する。</p>	<p>第6条 国際収支統計申告は、取引主体が申告するという原則を実行し、間接申告と直接申告、逐次申告と定期申告を結合した方法を採用する。</p>
<p>第7条 中国居住者は、国際収支を遅滞なく、正確に、全面的に申告しなければならない。</p>	<p>第7条 中国居住者及び中国国内で経済取引が発生した非中国居住者は、規定に従い、遅滞なく、正確に、完全に国際収支情報を申告しなければならない。</p>
<p>第8条 中国居住者は、国内の金融機構を通じて、非中国居住者と取引を行う場合には、当該金融機構を通じて、国家外貨管理局又はその分支局に対して取引内容を申告しなければならない。</p>	<p>第8条 中国居住者は、国内の金融機構を通じて、非中国居住者と取引を行う場合には、当該金融機構を通じて、国家外貨管理局又はその分支局に対して取引内容を申告しなければならない。</p>
<p>第9条 中国国内の証券取引業者及び証券登記機構は、<u>自営又は顧客を代理して</u>対外証券取引を行う場合には、国家外貨管理局又はその分支局に対して、その自営又は顧客を代理した対外取引並びに相応の収支及び利益配当の状況を申告しなければならない。</p>	<p>第9条 中国国内で登記決済、委託管理等のサービスを提供する機構及び自営又は顧客を代理して対外証券、先物、オプション等の取引を行う取引業者は、国家外貨管理局又はその分支局に対して、対外取引並びに相応の収支状況及び配当状況を申告しなければならない。</p>
<p>第10条 中国国内の取引業者は、先物、オプション等の方式で、自営又は顧客を代理して対外取引を行う場合には、国家外貨管理局又はその分支局に対して、対外取引及び相応の収支状況を申告しなければならない。</p>	
<p>第11条 中国国内の各種金融機構は、国家外貨管理局又はその分支局に対して、その対外資産負債及びその変動状況、相応の利潤、利息の収支状況及び対外金融サービス収支とその他の収支状況を含</p>	<p>第10条 中国国内の各種金融機構は、国家外貨管理局又はその分支局に対して、その対外金融資産、負債及びその変動状況、相応の利潤、利息の収支状況及び対外金融サービス収支とその他の収支</p>

<p>む、自営の対外業務の状況を直接申告しなければならない。また中国居住者が当該機構を通じて行う国際収支統計申告活動と関係する義務を履行しなければならない。</p>	<p>状況を含む、自営の対外業務の状況を直接申告しなければならない。また中国居住者及び非中国居住者が当該機構を通じて行う国際収支統計申告活動と関係する義務を履行しなければならない。</p>
<p>第12条 中国国外において口座を開設している中国の非金融機構は、国家外貨管理局又はその分支局にその国外の口座を通じて、非中国居住者との間に発生した取引及び口座残高を直接申告しなければならない。</p>	<p>第11条 中国国外において口座を開設している中国の非金融機構は、国家外貨管理局又はその分支局にその国外の口座を通じて、非中国居住者との間に発生した取引及び口座残高を直接申告しなければならない。</p>
<p>第13条 中国国内の外商投資企業、国外で直接投資をしている企業及び対外資産又は負債を有するその他の非金融機構は、必ず国家外貨管理局又はその分支局に対して対外資産負債及び変動状況、相応の利潤、株式配当及び利息の収支状況を直接申告しなければならない。</p>	<p>第12条 中国国内の外商投資企業、国外で直接投資をしている企業及び対外金融資産、負債を有するその他の非金融機構は、必ず国家外貨管理局又はその分支局に対して対外金融資産、負債及び変動状況、相応の利潤、株式配当及び利息の収支状況を直接申告しなければならない。</p>
<p></p>	<p>第13条 対外金融資産、負債を有する中国居住者個人は、国家外貨管理局の規定に従い、その対外金融資産、負債の関係状況を申告しなければならない。</p>
<p>第14条 国家外貨管理局又はその分支局は、国際収支状況についてサンプル調査又は全数調査を行うことができる。</p>	<p>第14条 国家外貨管理局又はその分支局は、国際収支状況についてサンプル調査又は全数調査を行うことができる。</p>
<p>第15条 国家外貨管理局又はその分支局は、中国居住者の申告内容について、検査、照合を行う権限を有し、申告者、関係機構及び個人は、検査、照合に必要な資料及び便宜を供与しなければならない。</p>	<p>第15条 国家外貨管理局又はその分支局は、中国居住者及び非中国居住者の申告内容について、検査、照合を行う権限を有し、申告者、関係機構及び個人は、検査、照合に必要な資料及び便宜を供与しなければならない。</p>
<p>第16条 国家外貨管理局又はその分支局は、申告者の申告した具体的データについて厳格に秘密を保持し、そのデータは国際収支統計のみに用いなければならない。法律に別段の定めのある場合を除き、国際収支統計人員は、形式の如何にかかわらず、いかなる機構</p>	<p>第16条 国家外貨管理局又はその分支局は、申告者の申告した具体的データについて厳格に秘密を保持し、そのデータは国際収支統計のみに用いなければならない。法律に別段の定めのある場合を除き、国際収支統計人員は、形式の如何にかかわらず、いかなる機構</p>

<p>及び個人に対しても、申告者の申告した具体的データを提供してはならない。</p>	<p>及び個人に対しても、申告者の申告した具体的データを提供してはならない。</p> <p>銀行、取引業者及び登記決済、委託管理等のサービスを提供する機構及び取引業者は、その業務取り扱い過程で知った申告者が申告した具体的なデータについて厳格に秘密を保持しなければならない。</p>
<p>第17条 中国居住者が本弁法に違反した場合には、国家外貨管理局又はその分支局は、情状に応じて、警告、通報による批判又は罰金を科することができる。</p> <p>第18条 各種金融機構が本弁法に違反した場合には、国家外貨管理局又はその分支局が情状に応じて、警告、通報による批判、罰金を科し、又は外貨業務経営許可証書を取り上げることができる。</p>	<p>第17条 中国居住者、非中国居住者が規定どおりに国際収支統計申告を行わない場合には、国家外貨管理局又はその分支局が「中華人民共和国外貨管理条例」第48条の規定に従い、処罰する。</p>
<p>第19条 国際収支統計人員が本弁法第16条の規定に違反した場合には、国家外貨管理局又はその分支局が法により行政処分をする。</p>	<p>第18条 国際収支統計人員が本弁法第16条の規定に違反した場合には、法により処分する。</p> <p>国家外貨管理局又はその分支局は、取引業者及び登記決済、委託管理等のサービスを提供する機構が本弁法第16条の規定に違反した場合には、法により法的責任を追及する。</p>
<p>第20条 国家外貨管理局は、本弁法に基づき「国際収支統計申告弁法実施細則」を制定する。</p>	<p>第19条 国家外貨管理局は、本弁法に基づき「国際収支統計申告弁法実施細則」を制定する。</p>
<p>第21条 本弁法は、1996年1月1日から施行する。</p>	<p>第20条 本弁法は、1996年1月1日から施行する。</p>

弊所の声明

本速報は、弊所のクライアントを含むがこれに限らない第三者に対して最新の法律面での情報を提供するためにのみ使用されるものとし、かつ、効力を有する法律意見書ではない。弊所の発行する正式な法律意見書の確認を経ずに、本件速報の内容を、会社の方策決定を含むがこれに限らない特定の状況下で有効な法的根拠として引用してはならない。